

動物用医薬品の流通秩序に関する行動規範の改訂について

- (1) 動物用医薬品の流通秩序に関する行動規範（以下「行動規範」という。）については、昭和60年1月10日付けで社団法人日本動物薬事協会、社団法人全国動物薬品器材協会及び社団法人動物用生物学的製剤協会の三者連名で制定されました。
- (2) この行動規範については、平成13年6月7日付け農林水産省生産局畜産部衛生課薬事室監視指導班長からの事務連絡で「行動規範」の見直し等について検討依頼を受けて、社団法人日本動物薬事協会において「行動規範」の見直し検討が行われ、改訂案は策定されたものの組織決定がなされないまま、社団法人日本動物薬事協会と社団法人動物用生物学的製剤協会の組織統合が行われ、新団体である社団法人日本動物用医薬品協会に「行動規範」の見直しが引き継がれました。
- (3) また、平成16年10月6日付けで（社）全国動物薬品器材協会から、「添付問題」「過剰なサンプル提供」等動物用医薬品の流通秩序に関する問題提起がなされ、現行の「行動規範」をこれらの問題を包含して対応できるように見直すことが必要となりました。
- (4) 以上のことから、当協会は平成16年11月15日付けで当協会の流通問題委員会（委員長：大高 昭（バイエルメディカル株式会社））に諮問し、流通問題委員会において（社）全国動物薬品器材協会から要望を聴取しながら審議されました。
- (5) 行動規範案は平成17年2月に会員への意見募集が行われるとともに、流通問題委員会における審議は平成17年4月に終了し、平成17年5月12日に開催された理事会において審議の上、組織決定され、平成17年5月31日に施行されました。